

平成18年第1回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日

平成18年1月23日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 西本 俊吉	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 本田 章紘	8 番 三和 郁子
9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	17 番 野並 享子
18 番 小菅 六雄	19 番 原田 薫
20 番 田中榮太郎	21 番 林 克
22 番 荒川 泰宏	23 番 河野 司
24 番 秦 眞治	

不応招議員

16 番 川口 東洋

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市民健康福祉部 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	田中 正二
市民健康福祉部 次 長	高田 一巳	教 育 部 次 長	高田 利江子
都 市 建 設 部 総括マネージャー	堤 文男	環 境 経 済 部 総括マネージャー	佐橋 市衛
広報秘書課長	富田 久和	総 務 課 長	竹内 睦夫

企画財政課長 中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長 内堀 悟 事務局次長 井狩 重則
書記 川崎 和美 書記 赤坂 悦男

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 委任専決第 1 号から委任専決第 3 号まで
(損害賠償の額を定めることについて 他 2 件)
- 第 5 議第 1 号及び議第 2 号
(平成 17 年度野洲市一般会計補正予算(第 6 号) 他 1 件)
提案理由説明、質疑、常任委員会付託
各常任委員長より委員会審査結果報告
同報告に対する質疑、討論、採決
- 第 6 発議第 1 号 野洲市議会議員定数条例
提案理由説明、質疑、討論、採決

開議 午前 9 時 0 1 分

議事の経過

(開会)

議長(荒川泰宏君) (午前 9 時 0 1 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 23 名であります。定足数に達しておりますので、平成 18 年第 1 回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(日程第 1)

議長(荒川泰宏君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 23 名、欠席議員 1 名。欠席議員は第 16 番、川口東洋君であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

次に、本臨時会に説明委員として出席通知のあった者の職氏名はお手元に配付しており

ますのでご了承願います。

次に、平成17年第7回野洲市議会定例会において可決されました議会制度改革の早期実現に関する意見書、真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書につきましては平成17年12月15日付をもって、また野洲市民生活を支える道路整備の推進と道路財源の確保に関する意見書につきましては平成17年12月22日付をもって、それぞれ内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出しておきましたのでご了承願います。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により第15番、小島進君、第17番、野並享子君を指名いたします。

(日程第3)

議長(荒川泰宏君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

(日程第4)

議長(荒川泰宏君) 日程第4、委任専決第1号から委任専決第3号まで損害賠償の額を定めることについて、市長の報告を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成18年第1回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには多数ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時会におきましては報告事項といたしまして委任専決処分の報告が3件、また議決案件といたしまして平成17年度補正予算が1件、土地の取得については1件の合計2件についてご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

さて、第84回全国高校サッカー選手権大会において、野洲高校サッカー部が出場2回目で、今大会連続優勝をねらう強豪の鹿児島実業に勝って全国制覇をいたしました。初戦から、持ち味のある個人技を生かした野洲のサッカースタイルを貫いて感動的な初優勝を

果たし、野洲の地名を一躍全国区に押し上げてくれました。合併後も間もないこの時期に、しかも新年早々の慶事に市民の皆様をはじめ多くの県民から祝意をいただきました。今回の野洲高校の活躍は多くの市民に感動と感激を与えてくれまして、心に残る大変すばらしいものがあります。今後、ますますの野洲高校サッカー部のご活躍をお祈りいたします。

さて、市では野洲高校の全国大会出場にあたり、12月議会において助成金50万円の補正をお認めをいただきましたが、選手権初優勝という快挙を受けまして関係経費も必要となることから、追加助成200万円や優勝パレード、祝賀会等の開催経費を一般会計予備費から約400万円を充用させていただきます。そして、およそ全体で450万円からの経費を必要といたしておりますのでご報告を申し上げておきます。

それでは、委任専決第1号から報告を申し上げます。賠償額を定めることについてご説明を申し上げます。平成17年の11月16日に市立北野幼稚園園庭において発生した園児の投石による自動車のフロントガラス破損事故に対し損害補償額10万1,430円を定めるものでございます。

次に、専決2号で賠償額を定めることについては、平成17年8月22日、市の公用車であります大型バスにより発生した事故に対し損害賠償額112万3,000円を定めるもので、彦根市彦富町1542番地のタカタ株式会社彦根製造所の屋根ひさし部分を破損をしたものであります。

次に、委任専決3号損害賠償の額を定めることについてを説明を申し上げます。平成17年11月22日に市立の老人福祉センターの浴場において発生した切傷事故に対し、補償額1万円を定めるものでございます。これはいずれも地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたものを、同条第2項の規定により報告するものでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして報告といたします。

(日程第5)

議長(荒川泰宏君) 日程第5、議第1号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第6号)及び議第2号土地の取得についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) それでは、議第1号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第6号)についてご説明を申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

今回の補正につきましては既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,846万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を196億4,431万3,000円とするものであります。

第2条地方債の補正でございますが、16ページの第2表 地方債補正をご覧ください。

地方債の限度額の変更につきましては、街路整備事業、公営住宅建設事業及び合併特例事業におきまして、各事業費の変更等によりまして市債の充当額を見直すものであります。

それでは、次に歳出の主な内容でございますが、26ページをご覧くださいと思います。総務費関係につきましては、衆議院議員選挙費におきまして、300万円の追加補正でありまして、内容といたしましては備品購入費で読取分類機を購入し、事業費の確定に伴う精査を行うものであります。

次に、28ページをご覧ください。

土木費関係につきましては、目の街路事業費において1,010万円の追加補正でありまして、内容は国の交付金の追加による都市計画街路の市三宅北桜線の工事費及び土地購入費の増額、並びに公共施設管理者負担金及び補償額の減額を行うものでございます。

目住宅建設費においては2,958万3千円の追加補正でありまして、内容は国の地域住宅交付金の追加配分により新上屋団地第4期分及び木部団地の建築工事費の増額、いわゆる17年度分の事業費の増額でございますが、並びに新上屋団地第4期工事設計委託料の減額を行うものであります。

続きまして、30ページをご覧ください。

教育費関係につきましては、学校給食総務費において1,422万1,000円の減額補正であります。主な内容は、土地購入費で1,753万3,000円の減額であり、給食センター建設候補地の変更によりまして1平方メートルあたりの契約予定単価が3,710円低くなったことによるものであります。

また、補償費で331万2,000円を追加するものであります。当初、給食センターの建設用地として交渉を進めておりました八夫字五太田の土地の所有者3名に対する補償であります。

以上が歳出の概要説明でありまして、歳入の内容について説明を申し上げますと、24ページでございます。

国庫支出金では国の街路事業及び市営住宅建設事業費の追加内示により、国庫補助金で

2,039万8,000円、県支出金で衆議院議員選挙費の県委託金で299万円、市債で街路事業及び市営住宅建設事業等で2,590万円をそれぞれ追加し、上記の財源構成の変更により不要となる一般会計として、繰入金で2,082万6,000円を減額するものがあります。

次に、議第2号でございます。土地の取得につきましてご説明を申し上げます。

学校給食センターの建設用地として土地を取得するにつきまして、建設用地として八夫字七ノ坪地先の6筆の所有者4名で土地面積が1万541平方メートルを1億846万6,890円で取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由といたします。

議長（荒川泰宏君） これより議第1号及び議第2号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「第9番鈴木」の声あり）

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前9時15分 休憩）

（午前9時25分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案質疑通告書が提出されましたので、これを許します。

9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） ただいま議題となっております、議第2号土地の取得について質疑を行いたいと思います。

いよいよ、給食センターの用地も速やかに確保されるという提案でございますが、ちょっと1点だけ気になりますのでお聞きしたいと思います。地番2479と2479 1、面積にいたしまして332と2,700ということで、出来純一さんと出来由子さんと読むのですか。この方のお住まいは大阪市東淀川区小松でございますが、私の記憶しているところによりますと、農業委員会の決裁をもらうにあたって所有者と耕作地との距離の関係、また旧中主町で購入されてるわけですから、この出来さんという方が私の記憶では農地法に基づく農業用地確保については5,000平米以上確保しないと、農業委員会の審査に付せられないという1つの規則というものがございます。そういうことについて、この用

地はどのような経過でもって農業委員会にかけられ、当然認定されてるわけですから、その経過並びに経緯をお知らせ願いたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） おはようございます。

今の鈴木議員のご質問にお答えしたいと思います。

この出来さんにつきましては、土地の取得に関しまして交渉をいたした中で、話し合いの中で、この方につきましてはおおむね10年ほど前だと思います。旧の中主町、やはり近江八幡の近隣に1町5反余りの土地を所有されたということで、農地法の第3条の許可を10年前に許可をいただいて購入されたものでございますので、よろしく願いいたしたく答弁といたします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木議員、よろしいか。

9番（鈴木市朗君） 1町5反ということで、まず農業者として認定できるということでございますが、例えばそのときに耕作田と所有者との距離関係や、そういうことがある程度問題になってくると思うのですよ。そういうものはどのように処理されてます。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 鈴木議員の再々の質問でございますけれども、通作距離の関係でございますが、一応この方、大阪の方でございますけれども、大阪から耕作に来ておられるということでございますので、通作、実際耕作をできるかどうか。その方が、ということでございますので、距離要件としてはちょっと私もあの……、でございますけれども、実際、耕作を大阪から来ておられますので、特に問題はないというふうに考えております。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 関連して答弁をいたしたいと思います。今も農業委員会の通作距離は30キロということでございます。そうした中でこの方につきましては当時近江八幡市に住所を移して購入されたということの経過がございますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

9番（鈴木市朗君） ただいまの説明の中では要するに、耕作地取得のために近江八幡

へ移られて耕作地を取得されたということでございますので、いささか何の問題もないと思います。よって、速やかに一日も早い給食センターができますよう格段のご努力をお願いいたしまして質問を終わります。

議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第1号及び議第2号の各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。

（午前 9時37分 休憩）

（午前11時13分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第15番、小島進君。

15番（小島 進君） 15番、小島です。

本日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため委員会を招集し、委員7名、欠席委員1名のもと、助役をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第1号平成17年度野洲市一般会計補正予算（6号）中、本委員会に付託を受けました関係予算についてを議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

12番(中島一雄君) 12番、中島一雄です。

本日の臨時会におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審議するため、本日委員会を招集し、委員全員出席のもと、教育長はじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました結果についてご報告いたします。

議第1号平成17年度野洲市一般会計補正予算(6号)中、歳出の部、教育に関する歳入、議第2号土地の取得について、以上の2議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審議いたしました結果、すべての議案は全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査報告といたします。よろしくお願いいいたします。

議長(荒川泰宏君) これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第10番、田中良隆君。

10番(田中良隆君) 10番、田中良隆でございます。

本日の臨時会におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、本日委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長はじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第1号平成17年度野洲市一般会計補正予算(6号)中、歳出の部、土木費及び関係する歳入についてを議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。よろしくお願いいいたします。

議長(荒川泰宏君) これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております各議案について順次、討論及び採決をいたし

ます。

まず議第1号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第1号平成17年度野洲市一般会計補正予算(第6号)は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第2号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第2号土地の取得については文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

(日程第6)

議長(荒川泰宏君) 日程第6、発議第1号野洲市議会議員定数条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第9番、鈴木市朗君。

暫時休憩。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時24分 再開)

議長(荒川泰宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番(鈴木市朗君) ネットワーク野洲を代表いたしまして、ただいま議題となっております野洲市議会議員定数条例について提案理由の説明を行いたいと思います。

まず最初に申し上げたいことがございますが、せんだって共産党さんがコミネット野洲が議員定数削減を提案ということで出されておりましたが、賢明なるお二人さんに似合

わないようなことが活字として出ております。私ども、コミユネット野洲というのは以前の会派でございまして、今現在、コミユネット野洲というものは存在しておりませんので、これから市民にこういうものを伝達するならば、やはりきちっとした正確な形で広報として出していただけるようお願いをいたします。

それではまず、この定数条例を提出するにあたりまして、経過並びに要旨について皆さん方にお配りさせていただきましたものと同じものをご説明をさせていただきます。

まず、経過でございますが、市政に移行して1年数カ月が経過したにもかかわらず、現在、野洲市議会議員定数条例が制定されておられません。これは、また不合理であり、速やかに制定されなければならないと私は思います。合併協定書協定項目、議会議員の身分の取り扱い協定項目、「野洲市の議会議員定数を22名とする。ただし合併後最初に行われる一般選挙に限り24名とする。」旨の協定項目が、平成15年12月議会に中主、野洲両町長が議会に提案、議会議決を得て、協議書を締結、告示したものでございます。

次に、改正の要旨といたしまして、平成16年10月両町合併以来、理事者の努力、市民の協働参加により混乱もなく1年3カ月が過ぎ、初めての市議会議員一般選挙も平成17年10月に執行され、24名の新議員が誕生しました。しかし、複雑多様化する現代社会において市民は地方自治体に何を求めているのか。それは、財源の有効活用、徹底した無駄の排除であり、行財政改革を優先的に実践することを求めている。平成18年度予算編成にあたって、皆さん方、既にご承知のとおり合併特例債や一般起債に財源を求めなければ予算編成できない事態になっております。この事態に際し、議会運営の効率化を図り、議員定数削減を行い、市民に改革の模範を示すことが肝要であり、市民の期待に沿えるものであると考えます。よって、市議会議員定数条例制定を提案をいたします。

野洲市議会議員定数条例。地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、野洲市の議会議員の定数は18人とする。附則、この条例は公布の日以後初めての期日が告示される一般選挙から施行する。

以上、議員の皆さん方、この趣旨に賛同していただきまして、何とぞ市民の負託に応えられるよう、よろしくご配慮をお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時29分 休憩）

（午後12時58分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案質疑通告書が提出されましたので、これを許します。

まず第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは、発議第1号野洲市議会議員定数条例について質問を行います。

本提案は市議会定数を現行の定数から削減し、18名とするものであります。また、実施は次回の一般選挙からとされています。しかし、今回の提案は、私は1点目に民主主義の基本である市民の市政参加すなわち市民の声を制限すること、2点目には3月にも提案されようとしています特別職の報酬引き上げとリンクされてると思いますし、結論的には報酬引き上げイコール議員定数削減であり、事の考えが短絡的なものと考えます。ご承知のように議会と議員の役割は、1点目に市民の要求や意見を市政に反映すること、2点目には市政を市民の立場でチェックすることであり、議員定数のあり方はこの2点の役割から検討されなければなりません。

そこで質問いたしますが、1点目にネットワーク野洲議員団の定数削減の主張は、今日の市財政に対して市財源の有効活用、無駄の排除が必要、そのためには行財政改革イコール議員の定数削減を行い、市民に模範を示せというものであります。しかし先にも言いましたように、これはおかしいと考えます。ご承知のように中主と野洲町の合併前は中主町が14名、野洲町が20名、合計34名でありました。それを合併協議会の決定では、「議員定数を22名とする。ただし、合併後、初めての通常選挙に限り24名とする」と決められました。そもそも合併なるものは現時点での合併の是非は別にしまして、最大の目的が行政改革イコール財政改革でありまして、具体的に言いますと自治体リストラ、財政の削減であります。このことにより、議員定数が、2町の合計が先に言いましたように34名を次の選挙から22名にし、12名も削減されるわけであり、このこと自身により既に財政の削減がされております。

一方で民主主義を否定し、制限したものともなっております。これは単純に人口比で見ますと、合併前の中主町では定数14名でありまして、議員1人あたりの人口約860人、野洲町では定数20でありましたから約1,900名でありました。これが次回の通常選挙では、現在決まっております定数22を見ますと野洲市全体で1人あたり2,280人程度となります。このように議員1人あたりの人口は大きくなります。これを旧町単位の人口比で換算しますと、定数22名のうち単純人口比で旧中主町では5名程度、野洲町では1

7名程度の議員割り当てになります。以上が22名の場合であります。これを今回提案の18名で換算しますと、旧中主町では約4名、旧野洲町では約14名となります。このように、合併前14名でありました中主町は10名、野洲町では6名の減となり、これは市民の願い、要求の反映を大幅に制限いたします。これらから考えられることは、はじめに言いましたように、議員の役割であります市民の要求を市政に反映することや市政を市民の立場でチェックすることなど本来の役割を否定するものであります。つまり、定数の削減は著しく民意の反映を制限し、すなわち市民の声を制限する民主主義否定の行為であると考えます。

加えて言いますと、今回の提案は次回の選挙からの実施とありますが、合併後、今新市では行政課題や市民要求の多様な中、これら課題と要望に応える議員の定数は必要であります。

以上、今回大幅な定数削減の提案が、民意の反映否定、つまり議会制民主主義制度を根幹から否定するものと考えますが、この点についての見解をお聞きいたします。

2点目には今回の提案では、市財政の有効活用、徹底した無駄の排除、すなわち行財政改革の推進が必要というものであります。その具体的な推進として今回提案の議員定数が削減を提案されており、これが市民に改革の模範を示すとされています。しかし、私はこの考え方は間違っていると考えます。市民に模範を示す、無駄の排除というならば、私は議会、そして議員全体が議員としての役割を発揮することが今必要と考えます。先にも言いましたように、市民の要求を市政に反映すること、市政のチェックを行う議員本来の役割を発揮し、市民の期待に応える議員活動こそが今求められていると思います。例えば、今多くの市民は無駄で必要ない新幹線新駅の負担はやめるべき、大切な税金は市民の暮らし優先にという声が多数であります。また、同和行政や関係予算の見直しなど、このような市民の声に応え、市政をチェックすることこそが市政の改革であり、無駄の排除と考えます。

さらに言いますならば、現在市民の中には確かに議員を減らすべきという声がないとは言いません。しかし、その多くの理由は、私たち市民の代表である議員の活動が見えていないという声も聞きます。つまり先に言いましたように、議員の果たすべき役割が市民に映っていない側面もあります。今回、定数を減らして市民に模範を示すというのであれば、再三言っておりますように、やるべきは議員活動の中で模範を示すべきと考えます。新市における行政課題や市民要望は多様であります。この市民に応える議員活動が、今求めら

れているのではないのでしょうか。この点で議員定数を、こういう状況にありながら議員定数を削減することが行政改革、財政、無駄の削減ではないと私は考えますが、提出者の見解をお聞きいたします。

3点目に、今の質問とも関連しますが、今回の定数削減は唐突な提案とも思います。これは過日の市の報酬審議会が答申した市長や議員の給与報酬の改正と関連していますように思います。報酬が引き上げられるイコール議員定数を減らすでは、あまりにも私は短絡と思いますし、先に言いましたように、議員の果たす役割、また議会制民主主義との関連でも市民に責任を持つ市議会や議員の定数はいかにあるべきかは慎重に検討されなければなりません。これを考えますと、十分な検討が見受けられないようにも思います。今回の提案が報酬審議会の答申が出たからとも思いますし、この点について、今なぜ唐突な提案なのかも、これもお聞きしまして質問といたします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 質疑にお答えいたします。私も今15分ほど前に質疑について要旨をいただきましたので十分な整理はできないかも知れませんが、それでは質疑にお答えさせていただきます。

小菅議員はただいま3点にわたってのご質疑だと受けとめて、この3点についてご説明を申し上げます。

まず、1点目でございますが、行財政改革イコール議員の定数削減を行い、市民に模範を示すということで、それとまた民主主義の基本である市民の市政参加、市民の声を制限するということが第1点目にうたわれておりますが、私はこの民主主義の基本である市民参加、市民の声を制限するということは全く考えてもおりません。今、理事者の方々には市民の共同参加によるまちづくりというものを広く門戸を広げております。そうした意味からにおきまして、さまざまな分野において市民の意見が取り上げられるということが必定となってまいります。ちなみに、埼玉県志木市におきましては市民委員会なるものを構成し、今私が申し上げました市民協働参加によるまちづくりというような形でとらまえるところもございますので、決してこの1点目の民主主義の根幹である市民の市政参加ということとは制限がないものだとは私は思っております。

次に、2点目の行政改革イコール財政改革、自治体リストラの財源の削減ということで出されておりますが、そして議員1人当たりが抱えております、旧中主町あるいは旧野洲町の数字も出ております。ちなみに22名になった場合の、議員1人当たりに対しての人

数が出ております。これに関してお答えをさせていただきます。ちなみに草津市におきましては議員1人あたりに4,700人、お隣の守山市におきましては議員1人あたりが3,196名です。栗東市におきまして3,020人でございます。大津市におきましては突出して7,852名です。彦根におきまして3,844名、長浜で3,136名、近江八幡で3,383。ちなみに野洲市が18名ということで提案しておりますが、議員1人あたり2,758名でございます。20名にいたしますと2,482名、16名にいたしますと3,103名という形で推移してまいります。こうしたことを勘案して私どもは18名という数字を出しており、ちなみに自治体リストラというような表現がされ、また財政の削減という形で出されておりますが、やはり他市を比較してみますと決して18名という数字は間違った数字じゃないと思います。議員1人あたりが抱える歳費の問題も入ってくるかと思いますが、それは既に賢明な小菅議員のことですから数字的にとらまえておられると思いますので、あえて数字は申し上げません。私ども議会といたしまして、やはり今合併して当初は32名で発足いたしました経緯がございますが、10月の選挙におきまして定数が24名ということで出発をいたしておりますが、合併して34名のとき1年数カ月で本当に議員が多くてよかったのかということも考えられます。そして、私ども議員は職員さんのリストラ、職員数の削減等を打ち出しておりますが、やはり我々議員がまず先鋒に立ってそうした問題を解決し模範を示していかなければならないという思いを私は持っております。ですからして、決して私はこの18名というものに関しまして無駄でない数字だと感じております。

次に3点目でございますが、1つ例に出されておられます、無駄で必要のない新幹線新駅の負担はやめるべき。これは当初、私どもコミュネット野洲という会派を結成いたしましたときには、あえてこの新幹線問題も議論をしてみました。採決には当然反対をしております。そうした中で私どもも進んできておりますから、決して私が申し上げている無駄というのは、そういうような意味のものということで解釈していただいても困るわけです。そして、今この報酬審議会の発表により今この提案をされるのは短絡的だということでご質問をされておりますが、決して私どもはその件に関しまして、報酬審議会が内容を発表したということで議員定数を決めたものでもございません。ちなみに言えば、3常任委員会がある中で、6名の議員が3常任委員会に張り付けていくとすれば、 $3 \times 6 = 18$ になっていきます。そうしたことを描きながら、私どもは常日ごろよりネットワーク野洲として考え、今のこの臨時議会に提案したものでございます。

以上のことを小菅議員がお聞きだと思しますので、質疑の回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは、簡潔に再質問を行います。

まず1点目ではありますが、今回の定数削減案につきまして今の答弁をお聞きしますと、市民協働参加、同時に民主主義について制限を加え、考えたものではないという答弁をされましたが、改めてお聞きしたいのは、もう十分ご承知のように世界各国とりわけこの日本においては間接民主主義、代議制度でありますね。それが議会なんでありまして、その必要な議員定数としてですね、だから地方自治法では5万人未満は26名、5万人を超える分については現行30名でありますね。野洲市はもう遅かれ早かれ5万人超えるわけでありまして、26名というよりも30名ということも考えられるわけですね。そういう面からも大きく後退している。民主主義が後退される、市民の声が制限されるというのが1つですね。それと、とりわけ私がこの際言いたいのは、合併協議のときには新市における、先ほど少し言いましたが、行政課題、それにおける市民の要求、総合的に勘案されまして、定数を新市の市議会においては22名、1回目は24名でありまして、そう合併協議会で決めて議会も議決したわけなんですね。新市における、野洲市における市議会が22名必要ということで、そのときにみんなで決めたわけなんですね。それが今、いとも簡単に先ほどの答弁では18名でというのは私は理解できない。納得できないんですね。しからは、そのときの合併協議と決定は何だったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

2点目ではありますが、これも1回目に言いましたように、私が言いたい、鈴木議員にもう一度お聞きしたいのは、こういう形で議会として模範を示すというよりも、市民に対して模範を示すことは、議員活動を強化することだと思うんですね。そのことによって、それがさっきも言いましたように、例えば今、行政課題そして市民要求に応える活動ですね、そして議会が市政に対してチェックをかける、そのことが市民の期待することであり、それこそが行政改革といわれる議員の活動によって示されると思うんですね。そういう面からは先ほどこの面での答弁がもう少しわからなかったわけなんですけれども、お聞きしておきたいと思えます。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） お答えいたします。

5万人未満だと法定定数が26名、5万人以上だったら30名ということで、これも法定定数の関係でございますが、ただいま小菅議員の質問の中では合併協議で22名で決定

しているということをおっしゃいましたが、合併して1年数カ月経過して、皆さん旧中主町、私も野洲町におきましてもこの間議会活動の中でさまざまな長所、短所というのは出てきております。そうした中でやはり行政課題におきましても、合併協議の中で決定したことがそのまま進められているということも、進められていないということもございます。やはり議会におきましても合併協議の中で必ずしも、22名ということがうたわれておりますが、今、議員、議会の中でまず改革をしていかなければならないというのは、私は議員定数が一番市民にとって重要な問題だろうと思っております。ですからして、私もネットワーク野洲ではさまざまな角度から検討をいたしまして、今回この18名という形で提案させていただきましたので、何とぞよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、議員活動の強化ということでお聞きになっておりますが、それぞれ皆さんが個々に議員活動されているということは私も周知のとおりでございます。そうした我々の行っていることが市民の目に映っていないと、これは確かにそのとおりだと思います。活動を強化すれば市民にその姿が映るかといえ、それは決してそういう形にはならないものだと私は思います。よって、精鋭の方が18名いらっしゃれば、野洲市議会とし、また野洲市発展、市民の期待に応えるべき、私は人数だと考えております。私じゃないです、私もネットワーク野洲では考えております。小菅さんの質問に対して、お答えになったかどうか分かりませんが、これはいろいろな考え方の相違というのがございますので、その辺はひとつご理解をいただきまして回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 最後にもう一度お聞きいたします。今、答弁の中でも1回目の答弁でも言われましたが、議会改革イコール定数削減、これが市民にとって重要、また全体として財政改革につながるということではありますが、再三言っておりますように、民主主義の制限の中で、市民の立場に立つ行財政改革はないと私は思います。再三言っておりますように、市民にとって必要な議員としての活動、それを踏まえて要求反映と市政のチェックをしてこそ真の行財政改革といえますかね、なるわけでありまして、幾ら答弁されても定数削減で民主主義制限の中で鈴木議員の言われる行財政改革にはつながらないと思います。再三言っておりますように、議員が主義主張、立場は別にしましても、その立場の中で議員活動をしてこそ、市民の期待と行政課題の推進と市民要求は前進するものでありますので、その点がどうしても、先ほどちょっと答弁とかみ合っていないと思いますので、

もう一度その点を答弁をしていただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 3回目のご質問にお答えいたします。

定数削減により民主主義の制限が加えられるということですが、私は決してそのようなことは思っておりません。ちなみに今回の開催にあたりまして、私どもの議会の方では審議会並びに協議会の方にも出ておりません。やはり1人でも多く市民の方に来ていただいて、やはり行政の提案されるものをそこで意見として出してもらえという機会がたくさんございます。ですから小菅議員がおっしゃるように、決して民主主義を制限するものではございません。私が先ほど申し上げましたように、他市におきましてはそれだけ多くの方を抱えながら立派なまちづくりをされておりますので、私はそうは思いませんので、ご理解いただくようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 次に、2番、矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 2番、矢野隆行でございます。野洲市議会議員定数の条例についてご質問させていただきます。

昨年10月に初めて議会に座席をいただきまして2カ月余りが経過し、議会運営にも少し慣れてきたところであります。まだまだ勉強の日々が続いております。その中でも特に印象的なのは、すべての議案が民主的な議論の中で市民の皆様方のご要望やご意見を尊重しながら審議されていることでもあります。民主主義は大変な時間がかかる労力の要ることだなということが感想であります。今回のこのような議会運営の中で野洲市議会議員定数条例が提案され、議員定数が18名とする話をお聞きし、余りにも唐突な提案に戸惑っております。現行からは6名減、大変なもので市民の皆様の声が議会に届くのか心配であります。そこで質問させていただきたいのですが、今回の提案の18名の根拠についてお伺いさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） それでは、矢野議員さんの質問にお答えいたします。

おっしゃるように、日本は資本主義国であり、民主主義国家であります。ご指摘のとおりでございます。民主主義というのは大変時間がかかります。多数意見が必ず通るといふそういう論法で今まで来ております。やはり少数意見というのはどうなっているのか、これは時間をかけて理解をしてもらわなければ、これは民主主義の原点から外れるというこ

とですね。まあ、矢野議員さんもよくご存知で、そういう部分については大変時間がかかってまいります。ちなみに定数の件でご質問でございますが、私も先ほど小菅議員さんの方にもお答えいたしましたように、各常任委員会の振り分けが6名、6名、6名で短絡的な問題じゃないんですよ。今まで常任委員会などずっと出させていただいた中でも、6名の委員で十分審議され、市民の声が反映されるものだとは私は思っております。ですから、私は今回の提案、18名の根拠というのは、すべて市民の皆さんのご意見を十分聞き入れながら各常任委員長でそれなりの発言をしてやっていかなければだめですね。ですから、数の多いだけでいいとは限らないんですよ。だから小菅議員さんがおっしゃってました短絡的とか、報酬審議会の結果が出たからこうとか、そういう問題じゃなくして、今、小菅議員さんにもお答えいたしましたとおり、18名という、その根拠というのは今申し上げましたとおりですので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 再質問させていただきます。

議員定数18名の根拠として少しわからないんですけども、人口比で先ほど換算されましたけども、これによりますと草津市を例にとりますと、人口比率でいくと10名でよいのではないかという気がするんですけども、その点はどうでしょうか。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） ご回答させていただきます。

ただいま、結構な、私どももそうならば本当にいいと思うんですがね。何といいましてもやはりさまざまな意見があるんですよ。10名でもいいと矢野さんはおっしゃるけども、それも一つの考え方だと思います。それは人口比でおっしゃってるわけですからね。でもね、委員会構成ができないんですよ、10名ではね。そういうことも議会運営上やはり支障を来すということもございますので、その辺はよくご理解していただきたいと思っております。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） 再々質疑させていただきます。民主主義の原理でいきますと、もう少し論議をしていくべきだと考えますが、その点はいかがでしょうか。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） お答えいたします。

もう少し議論をするということでご質問がございました。当然その必要はあるかと思いますが、やはりこの議場において議論をしていくというのが最たるものでございますので、議場というのはその議論の場でございますので、ですからこういう提案をさせていただきました。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 次に、10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） それでは3人目になるわけですが、私も今の定数条例に関する質疑をさせていただきます。今回の議員提出議案、野洲市の議会議員定数条例制定の提案理由の中に行財政改革優先実施するよという、行政のスリム化が必要でそのために議会も自ら身を削り目に見える議員削減が必要と、こう述べられたわけでございます。しかし、野洲市議員定数は合併協議の中で22名と定められ、中主、野洲の両町議会が議決をして民主的に適法に協議書を締結したものであり、同じように削減の方向も含めて検討をしております私どもにとりましては、議案の上程に至るまでの議会全体としてのこの問題に対する議論もない中での提案であり、先ほどの小菅さんあるいは矢野さんの話にありましたように余りに唐突すぎて、また議員削減ありきの乱暴な提案であり、戸惑いを隠せないという、まあそんなところでございます。現在決まっております22名の定数は適法に民主的に決定したものであり、条例と同じ取り扱うものと我々は認識をしておりますが、その点どうお考えなのかをまず伺いたいと思います。

また、提案者は合併協議の民意についてどのようにお考えかもお伺いをいたします。

それに3点目でございますが、今回の提案、議員定数の削減の根拠として市民からの行財政改革という話がありましたが、もちろん行財政改革そのものは大きな大きな政治課題でございますが、市民の議会への要望は議員定数の削減で解決するものなんでしょうか。単純に議員減らしを求めているのでしょうか。提案者は市民が議会に何を求めているとお考えか、また定数削減のみを議会に望んでおられるとお考えなのか、この3点をお伺いします。

なお、回答につきましては、小菅議員の回答部分とかなり重複する分があると思いますので、その点、簡潔にお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 田中良隆議員の質問にお答えをいたします。

余りにも唐突過ぎ、乱暴な提案ということで今おっしゃいましたが、これは私は決して

そのようなことは思ってもおりません。ちなみに、豊政会さんの方も議員定数に関してさまざまな議論がされていると思うんですよ。私どももやはりこの件に関しまして唐突的に乱暴に出したわけではございませんので、我々もそれなりに小さな会派ではございますが、やはり市民の皆さん方に声を聞いて、こうしたことに取り組んで出ささしていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、合併協議の民意についてどのようにお考えかということでございますが、これも決して22名というのは条例で定まってもおりません。ですから、こういう形で提案をさせていただきましたので、その辺のことはよくご理解していただきたいと思います。

次に、市民の議会への要望は議員定数の削減だけで解決するという、それで済むのかということでございますが、私は決してそのようなことは思っておりません。議員定数の削減だけで、それだけで市民の期待に沿えるものだとは決しておりません。これから3月議会も開かれます。さまざまな部分で各常任委員会に付託を受けた案件、それぞれがやはり審査をして、意見を申し上げ、やはり訂正する部分は訂正していくという、そういうような形をとって議員活動をしていかなければならないものだと私は思います。

そうしたことですから何とぞよろしくご理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） まず今の回答で条例で定まっていないというお話でございました、今の議員定数条例ですが。地方自治法の91条の人口何人は何人と書いている部分ですが、その第7項で、市町村の廃置分合をしようとする場合は、その区域の全部または一部が当該廃置分合によって新たに設置される市町村の区域の全部または一部になる云々ということがございまして、「当該設置関係市町村の議会の議決を得てあらかじめ新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。」今これ7項です。その次の8項ではそれを告示しなければならない。そして次の9項では、前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の定数、いわゆる野洲市の定数というのは条例により定められたものとみなすという地方自治法91条の項がございまして。そういうことで先ほど条例で定まっていないという話でございましたが、これは全く条例で定まっていると解釈しても間違いではないと、私はそう思います。その点、しかもそれにつきましても今の提案者そのものも長い野洲町議会からの、ずっとベテランでございますので、15年12月、中主町あるいは野洲町でそのことを議決したわけでございますが、提案者そのもの

のは賛成されたのか反対されたのか、その辺もあわせてお聞きをしておきたいと思います。

次、提案者そのものは、先ほど前のお二方の質問にもありましたけれども、会派代表者、市議会になりまして会派代表者会議をして運営するだとか、その他議会のルールを無視して提案されたと私どもには映ります。そんな手法でこの提案が可決されるとお考えなのか、あるいはまた本当に通そうとされているのか、この辺をお伺いをしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 地方自治法のお話をされましたが、協議書の締結、これはおっしゃるように条例並みの効力がございます。でも条例とは違います。ですから私たちは条例を制定していこうと皆さんにご理解をしていただきたいということで提案しておりますので、その辺は誤解のないように。いつまでも協議書だけでやっていける問題ではございません。

次に、私はこの協定に賛成をしたか、してないかということでございますが、私は賛成しておりますよ。以上、2点ですね。

これは私個人の意見ではなしに市民の皆さん方の、それぞれに皆さんがたくさんおられますので、その皆さんはよく自分で考えていただいたらいいわけですけども。いずれにしても、議員というものはどういう立場でここに来ているかということを確認していただけたならば自ずとして理解していただけると思っていますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（荒川泰宏君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） 再々質問でございます。

先ほど私が地方自治法の話をしたんですが、条例を読んでおるわけでございますが、条例により定められたものとみなすということは条例があるということなんですよ、これは。それと先ほど来、提案者が話しされておりますが、本会議は議論する場だからこれから議論する、今議論したらいいんじゃないかという手法で、そういう論調で話されております。でも実際に中身をよくよくご存知の提案者そのものが、この場で、この本会議だけの議論で十分に議論できると本当に思っておられるのか、その辺をお伺いをしたいと思ひますし、私どもには可決されようとする努力もなしにこういう提案されたとしか映らないわけですよ。ということは提案されるのは我々から見ますと、あるいは私から見ますとパフォーマンス以外の何物でもない。そんな感じがしています。それは5万の市民に対して非常に失礼な話だと私は感じておりますが、その2点、最後にお答えいただきたいと思ひます。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） お答えいたします。

地方自治法は「みなす」でございます。条例ではございません。その辺は賢明な田中議員だったらわかると思います。

次に、ここで議論するだけで、ほかで議論していないということでございますが、私はこれだけ多くの方のご質疑をいただき、ここで皆さんとともに議論をして、ここでやっぱり頑張っていけないといけないという気持ちでいっぱいでございます。決して私1人、また私どもの会派だけの問題でもございませんし、あなたは大変失礼なことをおっしゃいましたね、パフォーマンス。だったら今あなた達の議論しているものを出されたら、私はいいと思いますよ。

以上、ご回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 次に、第12番、中島一雄君。

12番（中島一雄君） 第12番、中島一雄でございます。私は野洲市議会議員定数条例に対する今回の質問をさせていただきます。

今回の議員定数議案、野洲市議会議員定数条例制定の提案理由は、行財政改革を優先実施するよう行政のスリム化が必要で、そのために議会も自ら身を削り、目に見える議員削減が必要と述べられました。議員定数削減で出された18名の定数条例案ですが、現行からは6名減、定数からも4名減という大幅なものでぜひこの削減、なぜこの削減数になったのかですね、その論拠は極めて希薄で市民の声を十分に聞いたようでもなく、同じように削減の方向も検討している私たち豊政会からは市民の立場、市民自身の視線にならないと考えられます。そこで今回の提案が実現した場合の想定される市民生活へのメリット、デメリットについてお伺いいたします。

次に、提案者は常々、野洲市の活性化を述べられております。市街化区域の拡大も持論として述べられておりますが、今回の野洲市の人口フレームや、今後の野洲市の人口フレームやその時点での議員定数についてはどのようにお考えになっておられるのか、お伺いいたします。

それと、先ほどから提案者の方から会派、ネットワークということたびたび述べられておるんですが、今回の提案は、この議案書を見ると4名の提案者個々の議案書、議員提案であるのか、会派、ネットワーク野洲としての提案としてされているのか、それもお伺いしておきたいと思います。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 中島議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、市民へのメリット、デメリット。2点目、人口フレーム。3点目は提案者の名前は個々に書いておるので、どうかということでございますね。お答えいたします。

メリット、デメリット。私はメリットはあっても、デメリットはないと思います。それはなぜかと申せば、やはり議員間の中でそれぞれに行政との緊張感が走り、そしてまた議員個々が自ずと研さんされてまいります。そこで、新しい施策が生まれ、新しいまちづくりができるものだと私は確信をしております。そうした意味からおきまして、メリットはあってもデメリットはございません。また、数字的にもかなり大きく変わってまいります。既に皆さんもご存知のように、平成18年度予算編成、大変なものだと思いますよ。理事者の方は非常にご努力されていると思います。そうしたことから、メリットはあってもデメリットはない。それは私も確信して提案をしておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、市街化区域の拡大を持論として述べられておりますが、私はかねがねまちは人がつくる、人はまちをつくる、そして人は風であり、市の土地は土である。新しい風が入ってきて土に交わる、そこで新しい野洲の風土が生まれ育つ。そうしたことで昔の敦煌に例えるならば、人が文化をつくり上げていく、そしてすばらしい文化を築き上げていくというのが私の持論でございます。犬や猫では文化はつくり上げられません。ですから市街化区域を拡大して、それぞれの人々が持っているすばらしい英知を結集してまちづくりを進めていかなければならないという持論で、私はございます。人口フレームにいたしましても、先だって市長が申されましたように、中畑の区画整理、あるいは桜生の区画整理、若干残っており市街化区域、また今後見直しをされるそうしたところも含めて、5万5,000くらいの規模になるだろうというようなことを私は想像しております。ですから中主も含めてよく聞いておいてください、野洲市です。ですから質問者もそんなことはよくご存知だと思いますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

そして、この提案をしているのは、個々の者じゃございません。これはネットワーク野洲として提案をしております。当然ご存知だと思いますが、ネットワーク野洲だけでは出せませんので、議会のルールというものがございますので、その辺は認識していただけたらありがたいと思いますので、以上答弁としておきます。

議長（荒川泰宏君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） ご回答いただきまして、思いは我々と同じような思いだと思いますよ。ただし、新市まちづくり計画の中で野洲市においては、これは何回も先ほどから出てますけども、近年人口が緩やかな増加が持続するものと想定するというございます。平成27年には新市まちづくり計画の中でも6万人と推定されているわけです。本日の23日、京都新聞の野洲市のことが書いてありました。「新しいふるさと、山と湖、調和な発展」の中で、10年後は、今も申し述べたように20%の人口増を見込むことが掲載されております。ご回答の中にいただいたこともあるんですけども、今回、合併特例債を生かしまして人口をふやし活性化することが望ましいと考えるわけですが、もう一度提案者の考えを、どう思っておられるのか、このことは議員定数は大切でございますので、質問するものでございます。

したがいまして、極端な18名は想定外だという考えを持っておりますので、その辺をもう一度お答え願いたい。合併協議会で先ほど田中議員からも出たんですけども、合併協議会で認められました各代表の民意、鈴木議員も委員だったと思うんですけども、その当時の代表の協議会のメンバーであったと思うんですけども、もう一度、どのようにとらまえておられるかお伺いしておきたい。以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 新市まちづくりの話が質問の中に出てまいりましたが、私もまちづくりは非常に好きな方で、これは皆さんとともにがんばってやっていかないといけないということをかねがね思っております。中島議員もよくご存知だと思いますが、平成27年で6万人という数値が出ておりますが、私ども旧町のときに第4次総合発展計画というのを作成いたしました。その中で人口フレームをずっと追っていった中に、平成27年、10年後に1万人伸びるということは、これはまちづくり計画の中であることですから、1万人もふえる要素は、今人口がふえているのは湖南圏域だけなんです。それも緩やかな伸びなのですね。それを少子高齢化時代を反映して、そんな極端な伸びは私は望めないものだと思っておりますので、あくまで新市まちづくりというのは基本計画ですから、実際、今現在、市街化区域予備軍のところも含めて10年で1万人ふやすということは到底理解もできないと思います。むしろ人口が減らないように施策を講じていくのが私は先決だと思いますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、合併協議会の委員だったということですが、私は固有名詞を挙げて非常に失礼な

のですが、山本勇作さんの後3カ月、委員として出させていただきました。その中で、私
が取り組ませていただいたのは、記憶の中にあるのは、要するに建築基準法の関係が主な
話だったと思います。この議員定数に関しましては、それぞれ勉強会の中で皆さんと一緒に
お聞きをした経緯がございますので、その辺はひとつよろしくご理解賜りますようお願い
申し上げます。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 次に第11番、藤下茂昭君。

11番（藤下茂昭君） 私は本議案に対しまして、これまで多くの議員から質疑があり
ましたので、簡潔に質問をいたします。

今回の議員の提出議案は野洲市の定数の条例制定でございますけれども、その提案理由
というのは行財政の改革を優先する、そして行政のスリム化を図ると、そのために議会も
自ら身を削り、目に見える議員削減をすべきだと、こういうような要旨であったというふ
うに理解をしております。この議員定数の策定については、議会のみならずその基本にあ
るところは、市民がどのような議会をつくるのか、またどのような自治体をつくるのか、
そうした観点から住民自治、地方自治の根幹に関わる問題について考えなければならない
問題だというふうに思っております。また、今回の提案が実現されたといたしましても、
選挙は通常ではあと3年9カ月もございます。このために私どもの会派におきましても、
議員定数の削減についても合併協議会でお示しになった22名、これは議会においても議
決をしている数でありますけれども、この22名を尊重しながら市民の皆様のご意見も十
分にお聞きして検討を重ね、定例議会で検討する方向でありましたけれども、今回このよ
うに報酬審議会の答申からわずか期間で唐突に臨時会に提案されたというふうな感がい
たします。

そこでお伺いいたします。提案者は今回の議員定数案は市民の皆様と議論もできていな
い中、なぜ定例会まで待てずにこの臨時会で突如提案されたのかお伺いいたします。簡潔
をお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 藤下議員の質問にお答えいたします。

私どもの会派の方でも22名で決まっておることを尊重しながら、皆さん方のご意見を
十分に尊重しながら検討を重ね、定例会で検討する方向であるということでございます。
私どもが今回このような唐突な提案をされたということでございますが、必ずしもあなた

たち豊政会とスピードが違うだけのことでありまして、スピードですね、要するに。即行動、即行動、不言実行、即行動。そういうような姿勢をとっておりますので、その辺を十分ご理解していただくようお願い申し上げます。

そして次に、議論を市民の皆さんとしてきたかということでございますが、私ども会派5名はオープンはしておりませんが、それぞれ選挙期間中、さまざまな場所をとらえ、私ども議員はこの数字でいいのだろうか、そういうことも有権者の皆さんにご相談を申し上げてきておりました。まあ皆さんも、ここで議員活動を行っておられる方は気張ってやっておられますが、やはり市民にあの議会便りだけ、また個人で発行してはる広報等で市民は目に見えないんですよ。本当にご苦労されている議員さんもたくさんいらっしゃいます。でも、市民の皆さんにはそれが目に映らないというのが本当に悲しい現状ですね。皆さん方も本当によくやられておられるのが見えてこない。私はそういう場をとらえ、私ではないです、私ども5名はそういう場をとらえながら、市民の皆さん方のご意見を十分拝聴しながら、本当にこの臨時議会がいいチャンスだということで提案させていただきましたので、時間も十分臨時議会ですからとらさせていただきます。十分な議論をここでしていけばいいと思いますので、よろしくようお願い申し上げまして、回答といたします。

議長（荒川泰宏君） 藤下茂昭君。

11番（藤下茂昭君） それでは、鈴木議員に再質問をいたします。

先ほど来、申し上げておりますように、この合併協議会の結果というものは、十分尊重しなければならない、これはまず第1の根源の問題であります。というのはこの合併協議会において決定をされたのも議会でございますし、そこに参画をされておりました合併協議会のメンバーの皆さん、これも市民の各層から多くの皆さんが参画をされておる。このような場面でございます。そしてまた、今回その合併協議会の結果に基づいて我々24名も新しく選ばれたわけでありまして、何ら私情がなかったわけでありまして。そして本来なら、通常なら、あとこの定数でもって、定数を決めてやれる選挙というのは3年9カ月後でございます。ですから、こうした民主主義の根幹に関わる議員の定数の問題は十分時間をかけてやる、それには決して、短いよりも長い方がいいのであります。でなければ、こんな短時間でそうした根幹に関わる問題を早急に決定すべきではありません。そうした上から再度、どういうふうなお考えなのか質問したいと思っております。

そしてまた、やはりこういうことは十分時間をかけるとともに、多くの皆さんから、今鈴木議員のグループではいろんな方から聞いているということですが、やはりこの24名

全体がもっともっと時間をかけて討論する、そして議論する。またこうした定数に関する市民の皆さんから多くの意見が聞けるような制度をつくる、そうしたことも考えながら実施すべきではないか、そのように思います。あわせて回答を求めまして、私の思いも述べまして、質問いたします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） 藤下議員の再質問にお答えをいたします。

合併協議会で決まったことは尊重していくということでしたね、まず質問の第1点は。合併協議会で決まったのは、当然22名でございます。これは尊重していかなければだめだとおっしゃるわけですね。ちなみに豊政会の方は3月議会でどのような形をとられますか。尊重したこの数字以外のことで出されたら大変なことですよ、あなたが今おっしゃってることは。それを1点付け加えておきます。

そして、なぜ合併協議会で決まったものを今出していくということでございますが、やはり今の世の中、複雑多様化する中で市民のニーズというのは刻々と変わっております。今も新聞紙上でにぎわす、テレビでにぎわす問題等もびっくりするような問題も出ております。やはり我々議会人としては、そういう問題を、市民ニーズの問題を的確にとらえて、行動を、アクションを起こしていかなければならない時代だと私は思います。ただいたずらに時間をかけるだけが能じゃないです。やはり行動は早目に、市民の期待に応えるべきことが先行していかなければ、私は議会改革はなし得ないものだと、そういうように確信をいたしております。よろしく、賢明な藤下議員、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を2時35分といたします。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時35分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で通告による質疑は終了いたしました。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） よって、発議第1号野洲市議会議員定数条例は、委員会付託を省略することに決定いたします。

次に、発議第1号について討論を行います。討論はございませんか。

（「はい、議長」の声あり）

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を2時50分といたします。

（午後2時35分 休憩）

（午後2時48分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、これを許します。

まず17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 発議第1号野洲市議会議員定数条例についての反対討論を行います。

今回の提案は、定数を18人とする内容ですが、多様な民意を反映していくためには多くの議員が議会で発言をし、また市政をチェックをしていくことであると思います。そのため国で基準が設けられています。合併によって34人から24人と既に定数を削減しており、次の選挙では22人、3年後には5万人ぐらいの人口が予想されておりまして、自治法でいうならば定数30人という形になります。現在、小泉内閣は公務員の10%削減が言われており、この小さな政府という小泉流に議員が飲み込まれていくなれば、執行部の提案にチェックをかける目や口が少なくなってしまいます。鈴木議員は答弁で委員会構成上一定の人数が必要と言われましたが、この考えでいくなれば3常任委員会ではなく、2常任委員会にするならもっと少ない議員でも可能ということになってしまいます。そういうことを防いでいくためにも地方自治法で人口5万人以下は26人、以上は30人という目安があるのです。

また、提案の要旨で市民の期待に沿えるものが定数削減ということになっておりますが、議員の役割は市民の要求や意見を反映させ、さらに市政をチェックすることであります。議員の活動が市民に映っていないといって削減をしていくのではなく、チェック機能を発揮し、市民に知らせていくことこそが議員の活動として必要ではないでしょうか。18人にする今回の提案というのは、国民、市民のためにはなりません。国が定めている議員定数にする方向ではなく、このような定数削減の条例提案に対して反対をいたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第3番、梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。野洲市議会議員定数条例制定の提案について反対討論を行います。

議員定数については、合併協議会で34名から24名、そして22名にと住民代表の方にも参加いただき、十分に協議し決定されたもので、この定数を尊重していくことも大事だと思います。しかし、現在の社会情勢から若干の減少は必要と考えております。今回出された提案では、財源の有効活用、徹底した無駄の排除等々ありますが、このことは当然今後取り組まなければいけない課題と思っております。当然、議員定数も検討していかなければいけないと思います。しかし、合併協議会で決定した定数を変更するにあたっては、十分な議論が必要です。このような大事な問題は住民の声も聞かせていただき、議会においても検討委員会を設置するなど十分に議論をして決定すべきと考えます。今回の場合は議会としての議論する場もなく提案されており、この野洲市議会議員定数条例制定の提案には反対といたします。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 次に、23番、河野司君。

23番（河野 司君） 23番、河野でございます。ただいま議題となっております発議第1号野洲市議会議員定数条例制定案に対する反対討論を行います。

今回の議員提出議案、野洲市議会議員定数条例制定の提案理由は、行財政改革を優先実施するよう、また行政のスリム化が必要で、そのために議会も自ら身を削り、目に見える議員削減が必要と述べられております。しかし、野洲市議員定数は合併協議の中で22名と定められ、中主、野洲両町の議会が議決をして民主的に、そして適法に協議書を締結したもので、条例と同じ扱いのものと認識をしております。このため、私どもの会派議員も決して議員定数がこのままでよいと考えているわけではありません。同じように議員定数削減の方向を考えておりますが、提案者からは今回の議案上程に至るまで議会内の議員定数問題に対する議論もない中での提案でございます。議員削減ありきに大いなる戸惑いを隠せないものでございます。本来、5万人の市民の意思を代弁する議員の上限は26名以内でございます。合併協議の中で定員22名、ただし合併直後の選挙はプラス2名の24名という定員を定められたところから考えても、現在の議員の定数をいとも簡単に議員定数削減を提案することは、今回の議員定数問題についてどこまで民意が反映をされてきたのか大いに問題であります。議員定数削減の根拠として行財政改革が求められているとされておりますけれども、市民が議会に求める民意とは議員定数の削減で解決するもの

のでしょうか。市民の皆様は単純に議員減らしを求めているのでしょうか。市民の皆さんが何を議会に求めているのか、何をもちて議員削減を望むのか、その真意とは何か、提案からは全く明らかになっておらないのが状況でございます。議員定数削減で出された18名の定数条例でございますけれども、現行からは6名減、定数からも4名減という大幅なるものでございます。なぜこの削減数になったのか、その論拠は極めて希薄でございます。市民の方々との論議や意見徴集などの時間的余裕もないまま唐突に提案された本日の議員定数の削減条例議案は、合併協議の場での旧両町の代表の方々の意思を踏みにじることにもなります。市民の立場、市民自治の視点にはないと判断できるものでございます。

次に、議員定数の策定は、市民がどのような議会をつくるのか、またどのような自治体をつくるのか、住民自治、地方自治の根幹に関わる問題について考えなければならないところでございます。この議案は行財政改革として議会も自ら身を削るべきという内容であります。議員定数を減らし、節約をして財政負担の軽減を図るといだけの論法は、議会制民主主義の根底に触れる問題でございます。もともと地方議会は、市民から選挙された議員が市民の意思を代表して市民要求を具体的に行政に反映させ、市民の命と暮らしに関わる予算の決定や条例の審議などをはじめ、首長が進める行政をチェックし、監視するなどの重要な役割を担っております。また野洲市は合併後間もないだけに、いずれの地域の住民の皆様にも等しく光が当たる政治が望まれておるところでございます。よって議員の定数は市民の意志が確実に反映されるよう、慎重に検討する必要があります。

また、市民の負託を受けた、志を高く持つ若者が議会の場で活躍していただくことも大切でございます。大幅な定数削減はこれら新人の芽を摘み取ってしまいかねないことにもつながるものでございます。議員が減れば、確実にそれだけ市民の意思を反映できなくなり、行政に対する監視機能も低下をいたします。議会に対する市民の批判があるというならば、その市民の批判を市議会としてどう受けとめ、またどう市民の声に応えるのか、議員や議会のあり方、誰もが納得する合理的な議員削減定数はどうあるべきかなど、野洲市議会として議論を深め、そして会派を超えて検討し、提案すべきである。私どもの会派では現在公明党会派とともに議員定数検討委員会を立ち上げて、議員定数とともに費用弁償のあり方についても検討をしているところでございます。このようなことから今回、拙速で理念道理も明確でない議員定数削減案については反対の立場で表明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 0 0 分 休憩）

（午後 3 時 5 0 分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま河野司君より発言を求めておられますので、これを許します。

河野司君。

23番（河野 司君） 23番、河野でございます。

先ほど来、反対討論の中で鈴木議員より削除を求められました。見解の相違もございませぬけれども、私といたしましては、削除させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第8番、三和郁子君。

8番（三和郁子君） 発議第1号野洲市議会議員定数条例に関する賛成討論をいたします。今時の合併に求められる最大の意義は逼迫する国、地方の財政事情、合併という手段により行財政改革の優先的な実践により、財源の有効活用と徹底した無駄の排除を追求し、市民へのサービス向上と安定的なまちの発展をいかに持続させるかに、その意義が求められております。平成16年10月両町合併以来、理事者の努力、市民の協働参加により混乱もなく、1年数カ月が過ぎ、3月には2回目の通年18年度予算が決まる運びとなります。しかし、平成18年度予算編成にあたっては合併特例債や一般起債に財源を求めなければ、予算編成ができない事態に立ち至っております。経過報告にもありましたが、合併協定書協定項目、議会議員の身分の取扱協定項目、「野洲市の議会議員定数を22名とする。ただし、合併後、最初に行われる一般選挙に限り24名とする」旨の協定が平成15年12月議会に中主、野洲両町長が議会に提案、議会議決を得て、協議書を締結、告示に至りました。昨年10月合併後初の市議会議員一般選挙が執行され、24名の新議員が誕生いたしました。新議員24名は旧2町の議員総数32名に比較し、29.4%の削減であり、合併の意義が感じられるところであります。

しかし周知のとおり、特別職報酬等審議会は、平成17年12月21日に市長から意見を求められた、市長助役及び収入役の給料並びに市議会議員の報酬等の額に対し、1月1日付で平成18年4月1日より適用である、適用が適当であるとの所見による特別職報酬等案の額が市長に答申されました。もちろん答申段階であり、確定されたものでないことを承知しておりますが、この種の答申は旧2町の前例によれば、ほぼ答申に沿って提案、

そして議決に至るものと考えられます。さて、本議員定数条例に関わる議員報酬及び政務調査費について答申内容を月額で検証しますと、旧2町、議員32人の当該費用は866万6,000円、現在の議員24名の答申額による費用が875万円となり、削減でなく、1.0%の増額となります。さらに、合併協にある議員定数22名を想定しても、たかだか7.3%の削減であり、到底、市民の同意を得られるものではないことが明白と言えます。

このような背景、事態に際し、議会運営の効率化、経費削減にちゅうちょの余地はなく、少なくとも20%を超える削減効果を目指し、それを試みるのが肝要と判断されます。このことにかんがみて、議員定数は18名が適正であると思慮するものであります。もちろん議会は定数削減による市民へのフォロー、行政に対するチェック、そして議会運営機能が低下しないよう従前以上の研さんに励み、市民に改革の範を示すと同時に、期待に応えていかなければならないことは言うに及びません。市政に移行して1年数カ月が経過したにもかかわらず、現在、野洲市議会議員定数条例が制定されていない不合理と、前述の合併協を上回る議員定数削減の必要性を認め、速やかに制定されなければなりません。

以上、野洲市議会議員定数条例制定に関する賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第7番、本田章紘君。

7番（本田章紘君） 7番、本田章紘でございます。野洲市議会議員定数条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

市民の皆さんは現在の定数をどのように受けとめているのか、そんな観点から翻って考えてみますと、24名の定数もしくは次回の選挙から22名が適切な人数であるとは受けとめられていないと感じています。合併協議会においても、議員定数の問題について当時18名の提案もいたしました。そういった過去の経過を踏まえ、現在の市民感情から判断いたしますと、当然のこととして投入される費用対効果に関心が高まってきております。若い人がもっと議会に参入できる環境づくり、議員活動に専念できる環境づくりの観点から、必要最低限度の生活を保障できる報酬と、30歳代や40歳代の若い人が参画して議会の活性化できる議員定数の制定が必要であります。議員の数が多ければよいのではなく、議員間活動に専念できる環境づくりが大切であると判断いたします。先ほど私たちの会派を代表して鈴木議員が説明しましたように、議員1人当たりの有権者数の比較から18名が現段階の有効な定数であり、地方自治法の定数についても改革を進めていくべき時期であると考えて賛成討論といたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第1番、西本俊吉君。

1番（西本俊吉君） 今回、発議第1号として提案されております野洲市議会議員定数条例に関しまして私は賛成の立場から討論に加わらせていただきます。

今日、国も地方も挙げて行政改革、財政節減、いろいろな声があがりとして出ておる中、本市議会におきましても議員自らがやはり議会議場における改革の一端を示すことは市民の負託に応える一つの議員としてのあり方だと思います。そういうときに、先日答申が出されました報酬等に関する答申、このことがマスコミに流れたことにより市民、相当、議会に対する注目度も高まっております。そういう中からも、確かにいろんな表現は使っておられますけれども、私はほかのいろんな思いを一本排除してでも、何とかこの議員定数を定める条例、これを一刻も早く具現化していく必要があるかと思います。そういう立場から今回提案の18名に対して、既に提案者、それから討論に立たれた諸議員からの発言もありますので重複は避けていきたいと思っておりますけれども、私自身、広く市民から選ばれて、そして広く市民の声を聞く議員であるならば、十分18名でこの野洲市政に対する市民の思い、声を通し、そしてまた行政に対するチェック機能は発揮できると私は信じております。そういう立場から、定数に対して18名の提案に対しては、私は全く異議はございません。また、民主主義の中で、間接ではありますが市民の声を通す立場としてこの議場が我々議員に与えられておりますが、市議選の場で市民が選挙という一つの民主主義のルールにのっとり、そしてそれぞれの思いを示されるその中には、必ずしも数の問題よりも1人1人の議員の実力に問われるところも多々あるのではないかと思います。そういうところから、私は今後も自ら日夜研さんに励み、負託に応えられる議員として頑張りたいと思っておりますし、けさもそれぞれの議員さん、いろんな面で活動されていると思っております。けさ、雪の降る中、野洲の駅で「西本君、がんばれよ」、そんな声をお聞きしながらやっております。そういう市民の声を浴びながら一生懸命頑張る議員として、今回の提案に対し自信を持って賛成させていただくということで討論を終わります。

議長（荒川泰宏君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（荒川泰宏君） ご着席、願います。

起立少数であります。よって、発議第1号野洲市議会議員定数条例は否決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成18年第1回野洲市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。(午後4時7分 閉会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年1月23日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 小島進

署名議員 野並享子